

# 自治体議会の改革

坪郷 實（早稲田大学）

自治体議会改革フォーラムの調査によれば、2013年10月23日現在、450自治体で、自治体議会基本条例が制定されており、全自治体の約25%に達している([http://www.gikai-kaikaku.net/gikaikaika\\_ku\\_kihonjourei.html](http://www.gikai-kaikaku.net/gikaikaika_ku_kihonjourei.html))。2011年以降、年間約100自治体が新たに制定している。昨年まで、東京都において自治体議会基本条例のある自治体は、2010年に制定した多摩市のみであり、関東の他県と比較して極端に少なかった。しかし、データブックにあるように、2013年になって変化がみられる。調布市議会が3月に条例を制定施行、続いて八王子市議会(9月)、荒川区議会(10月)が制定、東大和市議会が12月に制定、2014年4月から施行、さらに複数の自治体で制定の動きがみられるなど、今後の増加が見込まれる。もちろん自治体議会基本条例の内容が重要である。議会を「討論の広場」にし、市民に開かれた議会、市民が参加できる議会を作るためのポイントとして、①市民と議会が意見交換する「一般会議」の設置、②議員間討議、③議会において相互討議をするために市長と議員の質疑は「一問一答方式」で行う、④議会に出席を要請された市長などは、議員の質問に対して反問をすることができる「反問権」の規定、⑤議会報告会の開催などがあげられる。

関連する自治体議会の公開については、本データブックに掲載されている東京都の自治体の「インターネット中継」の項にあるように、「ライブ及び録画」での公開が多くなっている。現在、自治体議会の改革の動きは、自治体議会基本条例の制定から、つぎの段階に進んでいる。つまり、自治体議会における「市民参加を基軸にした政策づくりのサイクル」の構築である。例えば、会津若松市では、政策づくりにおいて「市民との意見交換会」、「広報広聴委員会」、「政

策討論会」を多段階に活用する仕組みを実施している。飯田市議会では、「行政評価、決算認定、予算要望という一連のサイクル」を作ろうとしている。

表1 統一自治体選挙後の女性議員の割合

女性議員の割合	多摩地域（市）		特別区	
	2011年 6月1日	2007年 6月1日	2011年 6月1日	2007年 6月1日
35%～	4	4	2	1
30%～	2	1	5	4
25%～	10	7	8	6
20%～	4	5	4	7
15%～	5	5	4	4
10%～	1	4	0	1
自治体数	26	26	23	23

出所：市川房江記念会女性と政治センター『女性参政資料集 2011年版 地方議会全女性議員の現状』37-38 ページ、同『2007年版』38-39 ページ、『都内基礎自治体データブック 2012年版』、同『2009年版』より作成

さらに、議会改革の課題の一つとして、議員に多様な市民を選出することがある。多世代の議員で構成されることについては、近年、自治体によっては40代以下の年齢層が議員になる比率が増加し、1期目や2期目の議員が相対的に増えている。このデータブックでは、

自治体議会における女性議員の割合を掲載している。周知のように、日本全体では国会も含めて女性議員の割合は非常に低い。2012年衆議院議員選挙では女性議員の割合は、前回の約11%から約8%に減少している。しかし、表1のように、東京都の基礎自治体における女性議員の割合は相対的に高い。2011年統一自治体選挙後、女性議員が25%以上の自治体は、23区で15(23中)、多摩地域(市)で16(26

中)ある。2007年の統一自治体選挙後と比較しても、割合は増加している。しかし、現状では、政党のなかには、必ず女性議員が一定割合いる場合と、多数の議席を持ちながら女性議員ゼロの場合もみられる。女性議員を増やし、多様な議員を生み出すには、政党や政治グループの明確な方針の設定が不可欠である。